

＜^{しょうがいしゃふくし}障^{かん}害^{かいとう}者^{ねが}福祉に関するアンケート 回答にあたってのお願い＞

1. 質問には、必ずご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。
2. 回答にあたっては、すべて^{れいわ}令和^{ねん}8年^{がつ}2月^{にちげんざい}1日^{じょうきょう}現在^{きにゆう}の状況でご記入ください
3. 回答方法は、この調査票に記入して郵送する方法とインターネットから回答する方法の2種類あります。どちらかひとつの方法でご回答ください。

^{かみ}紙^{かいとう}で回答^{ばあい}する場合

アンケート用紙にご記入いただき、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵便ポストに入れてください。アンケート用紙、返信用封筒に住^い所^{ようし}、氏^{へんしんようふうとう}名^{じゅうしよ}を記入する必要はありません。

^{かいとう}インターネット^{ばあい}で回答^{かいとう}する場合

以下の二次元コードから、回答ページへお入りください。

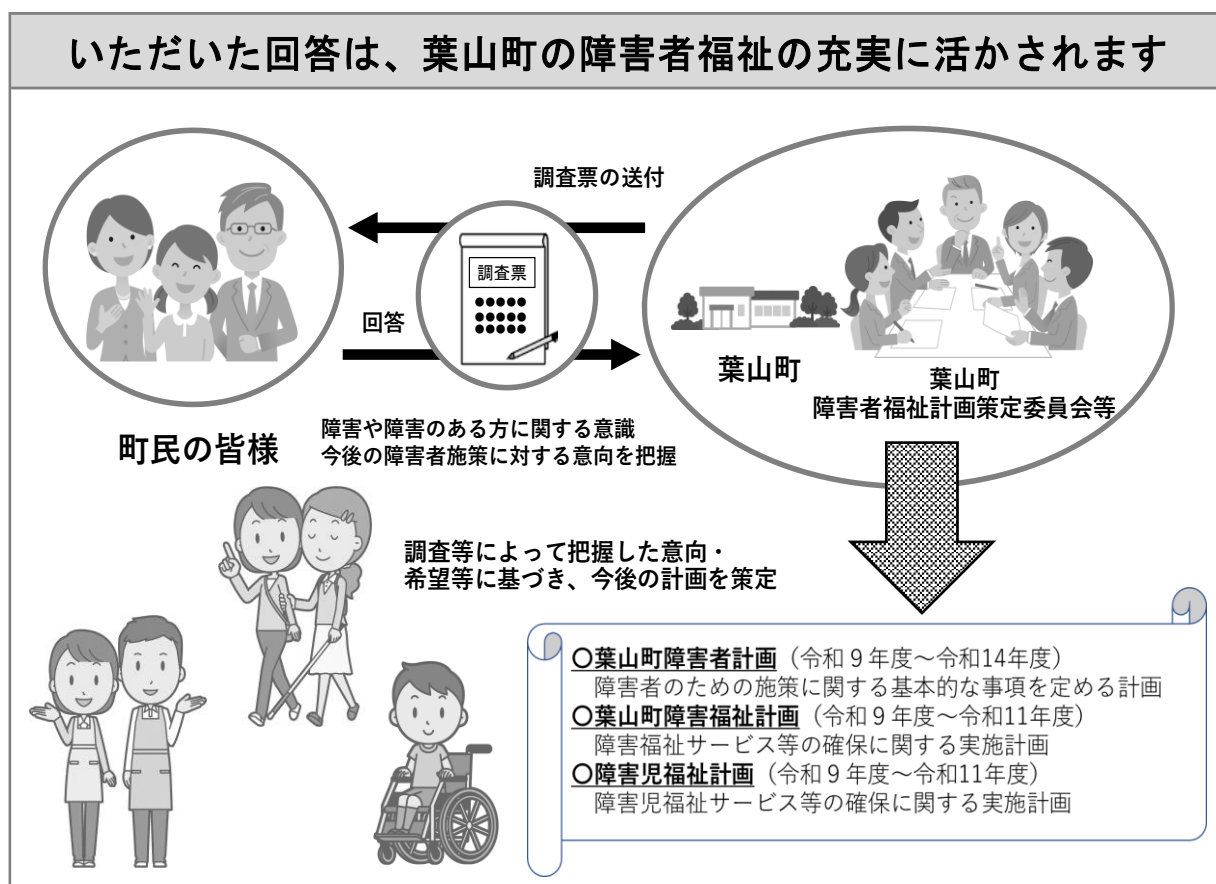


回答は、^{れいわ}令和^{ねん}8年^{がつ}3月^{にち}19日^{もく}（木）まで（^{とうじつけしんゆうこう}当日消印有効）

^{ちょうさ}調査^{しつもん}についてのご質問などがありましたら、^{かき}下記^とまでお問い合わせください。

はやままち ふくし ぶ ふくし か しょうがいふくしかかり
葉山町 福祉部 福祉課 障 害福祉係
でんわ ないせん
電話 046-876-1111 内線231・236

いただいた回答は、葉山町の障害者福祉の充実に活かされます



葉山町では、6年ごとに見直し・策定となる、「葉山町障害者計画」（障害のある人のための施策に

関する基本的な計画）、3年ごとに見直し・策定となる「葉山町障害福祉計画」（障害福祉サービスや

相談支援、地域生活支援事業の提供体制確保に関する計画）及び「葉山町障害児福祉計画」

（障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制確保に関する計画）を策定し、『障害のある人もない

人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮

らせるまちづくり』の実現を目指しています。

1 あなたご自身について

問1 : お住まいの地区はどちらですか。(ひとつだけに○)

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 1. 木古庭 | 2. 上山口 | 3. 下山口 | 4. 一色 | 5. 堀内 | 6. 長柄 |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|

問2 : 性別をお答えください。(ひとつだけに○)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問3 : 年齢をお答えください。(令和8年2月1日現在)

満 歳

2 あなたと障害のある方との関わりについて

問4 : まわりに障害のある方はいらっしゃいますか。(ひとつだけに○)

- | | |
|-------|-------------|
| 1. いる | 2. いない ⇒問6へ |
|-------|-------------|

【問4で「1. いる」に○をされた方にお伺いします。】

問5 : まわりにいる障害のある方はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 父母 (いずれか一方の場合も含む) | 2. 祖父母 (いずれか一方の場合も含む) |
| 3. 夫または妻 (パートナー含む) | 4. 兄弟姉妹 |
| 5. 子 | 6. 孫 |
| 7. その他親族 | 8. 近所の人 |
| 9. 友人・知人 | 10. 同僚 |
| 11. その他 () | |

問6 : これまでに障 害のある方 (ご家族以外) と交 流を持つ機会がありましたか。

(ひとつだけに○)

1. あった

2. なかった

【問6 で「1. あった」に○をされた方にお 伺 いします。】

問7 : これまでにどのような交 流の機会がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 学校で一緒に活動したことがある
2. 同じ職場で働いたことがある
3. 地域活動などに一緒に参加したことがある
4. ボランティア活動を通じて交 流 したことがある
5. 行事やイベントの際に交 流 したことがある
6. 日常的にあいさつをしたことがある
7. その他 ()

問8 : これまでに障 害のある方に何らかのお手伝いや支援をしたことがありましたか。

(ひとつだけに○)

1. あった

2. なかった ⇒問10へ

【問8 で「1. あった」に○をされた方にお 伺 いします。】

問9 : どのようなお手伝いや支援を行いましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 荷物を代わりに持つ | 2. 階段の昇り降りの手助け |
| 3. 道路を横断する手助け | 4. 外出のときの介助 |
| 5. 見守りや声かけ | 6. 相談を受ける、話し相手になる |
| 7. 自宅で家事の手伝いをする | 8. 買い物などの用事を済ませる |
| 9. 書類を読む、代わりに書く | 10. 電話を代わりにかける |
| 11. 一緒に遊んだり出かけたりする | 12. 災害時に避難の手助けをする |
| 13. その他 () | |

問10：あなたは、今後、障害のある方に対して、積極的にお手伝いや支援をしていきたいと思
いますか。(ひとつだけに○)

1. 今まで以上に積極的に関わりを持ち、お手伝いや支援をしていきたい ⇒問12 へ
2. 障害のある方と接する機会があれば、お手伝いや支援をしていきたい ⇒問12 へ
3. できるだけ関わりを持たず、お手伝いや支援は専門機関等に任せたい

【問10で「3.」に○をされた方にお伺いします。】

→ 問11：障害のある方の支援に積極的になれない理由はどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 障害のことがわからない(どう接してよいかわからない)
2. 障害のある方をサポートする自信がない
3. 関心がない
4. 関わりを持ちたくない
5. その他 ()

問12：今後、障害のある方とない方が互いに理解を深め、交流を図り、地域共生社会を実現
するためにどのようなことが大切だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 子どもの頃からの交流機会の確保
2. 学校におけるインクルーシブ教育(※)の推進
3. 障害理解のための広報・啓発活動
4. ボランティア活動の促進
5. 障害の有無に関わらず参加できる行事・イベントの開催
6. 障害者の芸術文化活動の発表の機会
7. 障害者の地域生活の支援体制の推進
8. 障害者の福祉的就労や一般就労の推進
9. その他 ()

※インクルーシブ教育とは

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）の形成の実現に向けて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

引用・参考：文部科学省HP、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要

問13：あなたは、発達に特別な支援を必要とする子どもとその家族が、住み慣れた地域で健やかに成長し生活をするための施策やサービスについて、特に重要と思うものは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 乳幼児健診や教室・相談・訪問などの充実
2. 発達・発達上の課題の早期発見と早期療育の開始
3. 保護者に対する相談支援体制の充実（町や相談支援事業所等）
4. 療育体制の充実（町療育機関や民間の障害児通所支援サービス）
5. 保育園・幼稚園等での発達特性を考慮した支援の充実
6. 学校の保護者や地域住民を対象にした障害理解を目的とする講演会や勉強会
7. 学校や児童館等、公共施設のバリアフリー化
8. 通学・通園時の介助や付添い
9. 放課後の居場所の充実
10. 休日・長期休暇の居場所の充実
11. 同年代の子ども達と関わる機会づくり
12. 保護者が子育て出来ない時の一時的な預かりやサポート制度
13. その他（ ）

3 障害のある方の就労について

問14：障害のある方の就労について、より多くの障害のある方が企業などで働くために、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 雇用主に対する障害理解の促進
2. 地域や社会の障害理解の促進
3. 上司や同僚などに対する障害理解の促進
4. 法定雇用率（※）の適用の強化
5. 障害特性に合った職業・雇用の拡大
6. 職場環境のバリアフリー化
7. 障害者を多く雇用する企業への支援・優遇
8. 障害者が働く能力を身につけるための職業訓練
9. 職場に定着するための支援（ジョブコーチなど）
10. その他（ ）

（※）法定雇用率…民間企業、国、地方公共団体等は、一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないことになっています。この割合を法定雇用率と言い、一般企業は2.5%、国や地方公共団体等は2.8%などとされています。

4 障害に対する意識について

問15：障害福祉に関わる次のような言葉を知っていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. ノーマライゼーション | 2. インクルーシブ |
| 3. バリアフリー | 4. ユニバーサルデザイン |
| 5. 補助犬・盲導犬・介助犬 | 6. 障害者週間（12月3日～9日） |
| 7. 世界自閉症啓発デー（4月2日） | 8. パラリンピック |
| 9. デフリンピック | 10. ヘルプマーク |
| 11. パーキング・パーミット制度 | 12. ヤングケアラー |
| 13. 8050問題 | 14. こころのサポーター |

問16：障害の^{とい}ことや福祉サービスなどに関する^{しょうがい}情報^{ふくし}を、どこから^{かん}知ることが^{じょうほう}多い^しですか。^{おお}

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 1. | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース |
| 2. | 行政機関の広報誌 |
| 3. | インターネットやSNS |
| 4. | 家族や親せき、友人・知人 |
| 5. | サービス事業所の人や施設職員 |
| 6. | 障害者団体や家族会（団体の機関誌など） |
| 7. | かかりつけの医師や看護師 |
| 8. | 相談支援員や病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー |
| 9. | 民生委員・児童委員 |
| 10. | 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 |
| 11. | 相談支援事業所などの民間の相談窓口 |
| 12. | 行政機関の相談窓口 |
| 13. | その他（ ） |

問17：成年後見人制度についてご存じですか。（ひとつだけに○）

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1. 名前も内容も知っている | 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない |
| 3. 名前も内容も知らない | |

【問17で「1.」に○をされた方にお伺いします。】

問18：成年後見制度を障害のある人が適切に利用するために必要と思うことはなんですか。

(ひとつだけに○)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 周知・啓発の積極的实施 | 2. 説明会や講演会の実施 |
| 3. 相談窓口の充実 | 4. 支援機関の連携・協働 |
| 5. その他 | |

問19：あなたは「障害者差別解消法」についてご存じですか。（ひとつだけに○）

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1. 名前も内容も知っている | 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない |
| 3. 名前も内容も知らない | |

問20：行政機関では平成28年4月から、民間事業者では令和6年4月から、合理的配慮の提供が法的に義務化されています。障害者差別解消法で求められる「合理的配慮の提供」

についてご存じですか。（ひとつだけに○）

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1. 名前も内容も知っている | 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない |
| 3. 名前も内容も知らない | |

※「障害者差別解消法」・「合理的配慮」について詳しく知りたい方は、「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>をご覧ください。

問21：あなたが、障害のある人が社会生活を送るうえで、社会的障壁と思うことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|---|
| 1. 物理的障壁
段差やエレベーターの設置の有無など、建物や交通機関などの設備、移動に関する障壁 |
| 2. 制度の障壁
法律、制度、行政の手続きなどの不備や不十分さによる障壁 |
| 3. 文化・情報の障壁
音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことによる障壁 |
| 4. 心の障壁
差別や偏見、障害に対する無理解による障壁 |
| 5. 特に感じていない |

【社会的障壁について】

障 害のある人が日 常生活または社会生活を 営 む上で 妨 げとなる、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。これは、障 害は個人の心身機能の障 害のみではなく、社会との相互作用によって 生 じるという「障 害の社会モデル」の 考 え方に基づいています。

医学モデルから社会モデルへ ―障害の考え方の転換―

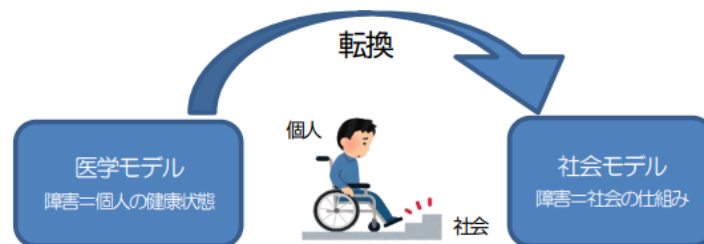
障害によって生まれる障壁の所在によって、2つの考え方があります。

医学モデル―障害は、個人の心身の機能に問題があるとして、障害を個人的な問題として捉える考え方
社会モデル―障害は、社会が生み出す障壁に問題があるとして、障害を社会的な問題として捉える考え方

4つの社会的障壁

- 1 物理的障壁——道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じる障壁
- 2 制度の障壁——教育や就労、地域で自立生活を送る上で、制度上の制約により生じる障壁
- 3 文化・情報の障壁——音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことで生じる障壁
- 4 心の障壁——差別や偏見、障害に対する無理解により生じる障壁

葉山町が目指す「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現に向けては、「社会モデル」の考えを基に、社会的な障壁のない仕組みづくりや意識づくりの推進が重要と考えています。



5 障害者施策について

問22：総合的にみて、現在の葉山町は障害のある方にとって暮らしやすいまちだと思われ
ますか。(ひとつだけに○)

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 暮らしやすい | 2. どちらかという暮らしやすい |
| 3. どちらともいえない | 4. どちらかという暮らしにくい |
| 5. 暮らしにくい | |

問23：今後、障害者施策の充実を図る上で、重要と思われる取組みはどのようなこと
とおもいますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. 在宅での障害者福祉サービスの充実 |
| 2. 障害者のための入所・通所施設の整備 |
| 3. 保健医療体制の充実 |
| 4. 障害者のための住まいの確保（障害者向け住宅の整備、グループホームの整備、
住宅改造の資金援助等） |
| 5. バリアフリー（道路の段差の解消、視覚障害者のための信号の導入等） |
| 6. 療育・保育・教育の質の向上 |
| 7. 一般企業以外での就労の場の充実（就労継続支援事業所等） |
| 8. 能力に応じた職業訓練の充実 |
| 9. 地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり（施設の充実、情報の
提供、移動の支援等） |
| 10. 相談体制の充実（生活相談、療育相談、医療相談、職業相談の充実等） |
| 11. 経済的な支援の充実（医療費の補助、手当の拡充等） |
| 12. 障害に対する地域の人の理解を深める活動（福祉教育等）の充実 |
| 13. ボランティアの育成 |
| 14. 財産管理の援助、成年後見人制度等の利用促進 |
| 15. 障害者の安心の確保（防災、防犯、消費者保護対策の充実） |
| 16. その他（ ） |

じゅうかいとう
(自由回答)

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a solid vertical line on the left side, creating a margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled document.

してまいりますので、引き続きご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。